

○平成二十五年経済産業省告示第百六十四号の一部を改正する告示
 ○平成二十五年経済産業省告示第百六十四号（本則関係）
 ○平成十五年経済産業省告示第百四十九号の一部を改正する告示（傍線部分は改正部分）

改正案

第二条 平成十五年経済産業省告示第百四十九号の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第三項とし、同条第一項中「なお、次表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については○・四五、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については○・二五、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については○・六をそれぞれ乗じた数値を換算係数とする。」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前項の表当該事業場の項の規定にかかわらず、同項に定める換算係数に、当該事業場ごとにそれぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

一 次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）	○・四五
二 次条第二号の二ただし書の発電所及び太陽電池発電所（第三号から第八号までに掲げるものを除く。）	○・二五

現行

第二条 平成十五年経済産業省告示第百四十九号の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第三項とし、同条第一項中「なお、次表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については○・四五、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については○・二五、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については○・六をそれぞれ乗じた数値を換算係数とする。」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については○・四五、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については○・二五、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については○・六をそれぞれ乗じた値を換算係数とする。ただし、同条第四号の発電所であつて、同号イに掲げる設備を有するものについては○・三三、同号ロに掲げる設備を有するものについては○・三一、同号ハに掲げる設備を有するものについては○・三六、同号ニに掲げる設備を有するものについては○・四二をそれぞれ乗じた値を換算係数とする。

四 太陽電池発電所にあつては六月に一回以上。ただし、当

三	太陽電池発電所であつて、次条第四号の二イ又は同条第四号の三イの設備を有するもの	〇・三二
四	太陽電池発電所であつて、次条第四号の二ロ又は同条第四号の三口の設備を有するもの	〇・三一
五	太陽電池発電所であつて、次条第四号の二ハの設備を有するもの	〇・三三
六	太陽電池発電所であつて、次条第四号の二ハの設備を有するもの	〇・三二
七	太陽電池発電所であつて、次条第四号の二ニの設備を有するもの	〇・三六
八	太陽電池発電所であつて、次条第四号の三ニの設備を有するもの	〇・三三
九	次条第七号及び第八号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）	〇・六

第四条第四号中「毎年二回以上」を「六月に一回以上」に改め、同号の次に次の二号を加える。

- 四の二 太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（次号に規定する場合を除く。）の当該設備にあつては、前号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- イ 保安上の責任分界点から逆変換装置の系統側接続箇所までの設備（以下「受変電設備」という。）であつて、

該太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合の当該設備にあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- イ 保安上の責任分界点から逆変換装置の系統側接続箇所までの設備（以下「受変電設備」という。）であつて、第六号本文及び第九号に準ずるもの 三月に一回以上
- ロ 受変電設備であつて、第六号ただし書に準ずるもの 六月に一回以上
- ハ 受変電設備であつて、第七号のイからハまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 隔月に一回以上
- ニ 受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。） 毎月一回以上

第六号本文又は第九号の需要設備に準ずるもの 四月に一回以上

ロ 受変電設備であつて、第六号ただし書の需要設備に準ずるもの 六月に一回以上

ハ 受変電設備であつて、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 三月に一回以上

ニ 受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。） 二月に一回以上

四の三 太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（当該太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるときに限る。）の当該設備にあつては、前二号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 受変電設備であつて、第六号本文又は第九号の需要設備に準ずるもの 五月に一回以上

ロ 受変電設備であつて、第六号ただし書の需要設備に準ずるもの 六月に一回以上

ハ 受変電設備であつて、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 四月に一回以上

ニ 受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。） 三月に一回以上

附 則

この告示は公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

第一条 この告示は公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(削る)

第二条 前条ただし書の規定の施行の際現に電気事業法施行規則(以下この条において「規則」という。)第五十二条第二項の承認を受けている事業場が第二条の規定による改正後の平成十五年経済産業省告示第二百四十九号第三条又は第四条の規定に適合しない場合においては、当該事業場については、第二条の規定は、適用しない。ただし、規則第五十三条第一項の申請が前条ただし書の規定の施行の後である事業場については、この限りでない。